

関川村雪下ろし助成事業 実施要項

1. 目的 居住の用に供する住宅の屋根の雪下ろしを自力で行うことが困難な世帯に対し、雪下ろし事業の協力員を派遣及び経費の一部助成することにより、安心して生活ができるよう支援し、冬の暮らしの安全確保と福祉の向上に寄与することを目的とする。
2. 実施主体 社会福祉法人関川村社会福祉協議会
3. 内容 現に生活している母屋の雪おろし及び玄関の後片付けに協力員を派遣する。但し、冬期間、空き家にする母屋、土蔵・車庫・小屋等、降ろした雪の片付（玄関以外）は助成の対象外とする。
4. 対象世帯 以下の①および②を満たす世帯。但し、生活保護世帯は対象外とする。

①この事業の利用対象となる世帯は、村内に居住する住民税非課税の世帯であって、次の各号のいずれかに該当し、かつ自力では雪下ろし等ができないと会長が認める世帯とする。ただし、生活保護世帯を除く。

②次のいずれかの世帯で、世帯構成員では雪下ろしができない世帯。

- (1) ひとり親で満18歳未満の者を含む世帯。
- (2) 身体障害者手帳1級から4級の所持者を含む世帯。
- (3) 療育手帳の所持者を含む世帯。
- (4) 精神保健福祉手帳の所持者を含む世帯。
- (5) 満65歳以上の者のみで構成する世帯。
- (6) その他会長が特に認める世帯。

5. 料金 協力員の協力費は1時間当たり2,500円とする。
6. 助成内容 協力費の半額を助成する。

7. 実施方法 以下①～④の流れで事業実施する。
- ① 申請 別紙利用申込書で申請をする。その際に、世帯構成員の前年收入状況についての公簿等を閲覧することに同意するものとする。
- ② 決定 調査・可否判断で決定通知の送付まで概ね 1 週間程度とする。
- ③ 利用 雪下ろし依頼があった際に、日程調整のうえ協力員を派遣する。協力員は作業終了後に実施報告書を事務局へ提出する。
- ④ 支払方法 申込者が負担する経費は、月末締請求書送付後、現金にて支払う。
8. 助成回数 無制限とする。但し、申し込み人数によって助成回数を制限することがある。
9. 損害賠償 除雪作業中に発生した損害の補償は、本会が加入する損害・賠償責任保険にて対応する。
10. 財 源 関川村雪下ろし事業補助金を財源とする。
11. その他 この要項に定めるものの他、必要事項は会長が判断し、決定する

令和 2 年 12 月 3 日 策定
令和 5 年 11 月 15 日 一部改訂